

## 牛乳の衛生問題に関連して

誌名	日本獣医師会雑誌 = Journal of the Japan Veterinary Medical Association
ISSN	04466454
巻/号	242
掲載ページ	p. 102-103
発行年月	1971年2月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波事務所  
Tsukuba Office, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat



資 料

昭和46年度家畜共済関係予算概  
算要求の概要

一般会計農林本省	千円 2,879	千円 (2,879)
農業共済再保険特別会計家畜勘定	5,279,929	(4,594,416)
〃 業務勘定	26,380	(22,594)
計	5,309,188	(4,619,889)

農林省保険業務課の46年度家畜共済関係予算概算要求額はつぎのとおり決定された。(カッコ内は前年度予算額を示す)。

概 算 要 求 額

区 分	前年度予算額	本年度要求額	対前年度比較増減額	備 考
(一般会計農林本省)	千円	千円	千円	
家畜共済事故検査旅費補助金	687	687	0	
家畜共済損害防止事業指導旅費補助金	2,192	2,192	0	
(農業共済再保険特別会計家畜勘定)				
共済掛金国庫負担金	4,333,303	4,971,618	638,315	加入予定頭数, 平均共済金額の増
家畜共済損害防止事業交付金	261,113	308,311	47,198	対象頭数, 獣医師雇上費の増
(農業共済再保険特別会計業務勘定)				
家畜共済事故評価審査旅費	285	285	0	
家畜共済加入督促指導旅費	243	243	0	
家畜診療施設整備強化指導旅費	190	190	0	
家畜共済損害防止事業指導旅費	331	331	0	
農業共済団体等職員講習委託費	720	737	17	講師手当単価増 {診療中堅技術者 診療技術職員 地区別}
農業共済団体指定獣医師等講習会費	1,087	1,109	22	{講師謝金} {および人夫賃}単価増
家畜診療点数制適正化調査費	674	739	65	集計費単価増
業価基準表改訂費	0	525	525	新規
家畜共済料率改訂等調査費	0	5,879	5,879	〃
鶏保険試験調査検討費	2,209	2,323	114	集計人夫賃単価増
肉豚保険制度化検討費	3,274	289	△ 2,985	前年度肉豚保険試験調査検討費
家畜診療所整備強化費補助金	13,020	13,020	0	
家畜共済病傷事故給付基準設定費	561	710	149	使用基準印刷費増
計	4,619,889	5,309,188	689,299	

談 話 室

牛乳の衛生問題に関連して

——酪農関係獣医師諸氏の指導に期待する——

日本獣医師会長 館 沢 円 之 助

畜産の中核をなす酪農の発展に、平素尽力されている酪農関係獣医師の方々に、心から敬意を表する。

今更述べるまでもなく、畜産食品のいわゆる公害視されている問題が少なくないが、そのうちでも現在人の健康保全の蛋白源として必要な乳、肉、卵のうち、とくに牛乳が社会的問題として重視されていることは、ご承知の通りである。現在牛乳中の残留薬物として問題となっているものに、農薬として使用されているBHC、DDTと乳房炎の治療薬として注入される細菌発育阻止剤で

ある抗生物質などである。これらのものが乳、肉、卵などに残留し、ひいては人体に移行する点が、この種の公害問題の焦点であることは、今や衆知のとおりである。

酪農関係の獣医師に直接または間接に関係のある抗生物質の残留問題は、関係者の深く憂慮しているところであり、従ってこれを一日も早く解消して社会的な不安を払拭することが、診療に従事し、また常に酪農家に接触し、指導している獣医師の責務であることを自覚せずにはおられないのである。この機会にいささか所見を述べ

て、酪農関係獣医師各位の一層のご尽力に期待したいと思ひ、あえて駄筆を執った次第である。

牛乳中のBHCや抗生物質などの残留問題については、すでに昨年各地区で開催された獣医師大会の席上で、会長としての挨拶のなかで公衆衛生上の重要問題として、その基本的な態度だけを強調して、この問題についての関心を喚起したつもりである。今更とくに述べる必要もないかと思われるが、この問題の重要性に鑑み、本誌を通じて再度申し述べておきたいと思う。

1. 酪農関係獣医師としての立場から 従来、乳房炎の治療剤の主体をなすものが、なんといっても抗生物質を主剤とした注入剤の使用であることには、誰しも異存はあるまいと思う。従って酪農獣医師として、誰もが使用したことも事実である。しかし抗生物質とその配剤の注入のみが、乳房炎の治療法のすべてではないことも、改めて申すまでもない。またいっぽう他の処置を併用することの重要なことも、お互が熟知していることがらである。今この項の結論として述べておきたいことはイ) 初診時の注入はまず無条件で認められるところである。しかしロ) 以後は病乳の塗抹標本の顕微鏡検査により、細菌の種類を推定と濃淡を見ながら、適合する抗生剤の注入を行なうという態度が望ましいと考える。筆者が常に病乳の細菌検査を行ない、まず細菌の種類を推定とその消長を見て、注入剤の要不要を決定することを習慣としている。さらに筆者は、ハ) 乳房炎の治療法によく急性炎に冷巴布療法を、慢性炎には温巴布療法を行なっている。初発炎でしかもカタル性乳房炎では、冷巴布療法のみで炎徴候の消散を見るのである。なお変質剤の使用も有意義であると考えている。少なくとも内外からの併用が、より治療効果をあげ得るから、自ずと注入剤の使用も減少することになる。

2. 要指示医薬品の指示者としての立場から この点についてはわれわれ獣医師に、とくに責任のあることを深く自覚しなければなるまい。具体的にいうならばイ) 獣医師の処方せんにより、薬種商には要指示医薬品の販売量を、また酪農家にはその購入量を認めたことになる。このようにロ) この処方せんにより販売と購入の数量の決定となることである。獣医師の指示書により一経過を通じての所要量が決定されることにもなるから、獣医師の責任が問われることも当然である。獣医師はこの点に一層の慎重を期さなければならない。

3. 酪農家の指導者としての立場から 自ら省みないで他をいう考えは毛頭ない。酪農家としては常時乳房注入剤を多量に手にしておきたい気持は、理解できるが今日のごとく、生乳の衛生保持が問題となり、すでに関係当局よりの指示もあり、自粛の方向に向っていると推察される。また酪農獣医師としても、機会ある毎に、しかも永続的に酪農家を指導する立場にあるのであるから、

この機会に「正しい取扱い」と「正しい使用法」を指導しなければならない。筆者がよくこの問題で獣医師に間接的な責任があると述べている意味は、この点を指しているのである。その乱用を戒めることがわれわれ獣医師の責務と銘記すべきであると考えらる。

4. 要指示医薬品の取締りの強化と研究機関の設置の要望 この種の問題は今後ますます保健衛生上重要である。従来、牛舎には一般薬などの常備薬をはじめ、乳房注入剤の数々を見受けたものである。一般薬はともかく、抗生剤を常備していることに幾多の疑問をもつと同時に卒直に言って不愉快でもあったのである。要指示医薬品の販売も購入も、ともに薬事法の趣旨に従つて、厳格に取扱わなければならないと、あらためて考えさせられるのである。この点について当局の取締りの一層の強化を、この機会に強く要望しておきたいのである。しかしわれわれは当局に要望してそれで事足れりとするものではない。この種薬剤の取扱いに関係する立場のものが、この際従来の惰性或悪い慣習から脱脚して、ともにその姿勢を正し、ともに協力して「正しい取扱い」と「正しい使用法」の徹底を期することが肝要であると思う。こうした態度で酪農家といわず畜産農家の指導にあたり、実効を収め得る指導と努力が肝要である。

この機会に筆者は、とくに臨床家の立場から研究機関の設置を要望しておきたい。上述のごとく抗生物質など、残留薬物として公害となり得る要指示医薬品の合理的にして安全、しかも臨床治療効果を収め得る使用基準の決定を目的としての意味からである。今後はただ単に病気を癒すという考え方のみではなく、場合によっては経済的に緊急処理され勝ちな家畜の医療では、抗生剤の治療効果と無害残留量とのバランスのとれた、使用基準の設定が実地上重要であると痛感されるからである。

#### むすび

以上述べたごとく、要は関係各部門がともどもに理解し協力すれば、畜産生産物の薬物残留の問題も、直ちに解消し払拭し得るのである。われわれ獣医師は公認された要指示医薬品の使用者であるという立場から、第三者からは責任者と見られるであろう。また事実乳房炎の予防の指導や治療の担当者でもある。それだけにわれわれの立場、姿勢を明らかにする必要がある。人体の保健衛生という大きな目標に対処するためにも、繰り返すようであるが、関係者がともに協力し指導し、この問題と真剣に取り組み、これを払拭することが重要である。

生乳の衛生保持の問題に対しては、とくに酪農関係獣医師として責務を感じ、社会的な使命を果たす努力を望んでいるのである。こうした時期にこそ諸氏の一層の酪農家指導の万全を期待してやまないものである。

獣医師募集(小動物) 岩本動物病院  
TEL 東京 03 (361) 1239